

地方財政法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値等

一 協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値は、百分の十六とすること。（第四条関係）

二 協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額は、零とすること。（第五条関係）

三 協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数値は、零とすること。（第六条関係）

四 協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値は、都道府県等にあつては百分の三百と、市町村にあつては百分の二百とすること。（第七条関係）

五 協議不要基準額は、標準財政規模、法適用企業ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額及び法非適用企業ごとに営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額の合算額の当該年度前三年度の平均の額に百分の二十五を乗じて得た額に当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定める地方債について協議等をした額を加算した額とすること。（第八条関係）

六 起債に協議を要する法適用企業の判定のための地方財政法（以下「法」という。）第五条の三第五項

第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、1及び2の額の合算額が3の額を超える場合において、その超える額とすること。（第十五条第一項関係）

1 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額

2 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

3 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

七 起債に協議を要する法適用企業の判定のための法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とすること。（第十五条第二項関係）

八 起債に協議を要する法非適用企業の判定のための法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところに

より算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額及び建設改良費等以外の経費の財源とした地方債の現在高の合算額とすること。（第十六条第一項関係）

九 起債に協議を要する法非適用企業の判定のための法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とすること。（第十六条第二項関係）

第二 地方債の届出手続等

一 地方公共団体の行う地方債の届出は、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣に、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事にするものとする。（第十七条第一項関係）

二 地方債の届出をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分ごとに届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならないこと。（第十七条第二項関係）

三 都道府県知事は、市町村からの地方債の届出を受けたときは、当該届出をとりまとめ、総務大臣が定める期間内に、総務大臣に報告しなければならないこと。（第十七条第三項関係）

四 総務大臣は、都道府県又は指定都市からの地方債の届出又は三の規定による報告を受けたときは、当

該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。 (第十七条第四項関係)

五 地方公共団体が地方債の届出を行う場合は、法第五条の三第六項に規定する事項のほか、起債対象事業に要する経費の総額とその財源内訳、資金の借入先等を明らかにすること。 (第十八条関係)

第三 起債の協議等の特例

一 地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例を定めること。 (第二十九条関係)

二 決算未提出期間における起債の協議等についての特例を定めること。 (第三十条関係)

三 地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における起債の協議等の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定めること。 (第三十一条関係)

第四 平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数值

平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数值は、百分の十四とすること。 (附則第九条関係)

第五 施行期日等

一 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。